

所定疾患施設療養費の算定状況について

2021年度に算定した所定疾患施設療養費の状況を公表します。
(2021年4月1日～2022年3月31日)

病名	人数	治療日数
肺炎	20名	117日
尿路感染症	56名	398日
带状疱疹	0名	0日
蜂窩織炎	3名	25日

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

【所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定要件】

① 所定疾患施設療養費(Ⅱ)については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

② 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③ 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 带状疱疹

ニ 蜂窩織炎

④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤ 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑦ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。